

# 定 款

(2022年 6月24日改正)

株式会社 テ ス ク

# 定 款

## 第1章 総 則

### 第1条（商 号）

当社は、株式会社テスクと称し、英文では、T I S C C O., L T D.と表示する。

### 第2条（目 的）

当社は、下記の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータのソフトウェア設計・プログラム開発及び技術提供並びに保守に関する業務
2. コンピュータシステムの企画・開発に関する業務
3. コンピュータ機器及び付属品の販売に関する業務
4. コンピュータ機器の保守に関する業務
5. 労働者派遣業務
6. 不動産賃貸業務
7. 前各項に付帯する一切の業務

### 第3条（本店の所在地）

当社は、本店を名古屋市に置く。

### 第4条（機 関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- （1）取締役会
- （2）監査等委員会
- （3）会計監査人

### 第5条（公告方法）

当社の公告は、電子公告により行う。

但し、事故その他のやむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

### 第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、1, 200, 000株とする。

### 第7条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

### 第8条（単元未満株式についての権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

### 第9条（基準日）

1. 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 本定款に定めのある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して、臨時に基準日を定めることができる。

### 第10条（株主名簿管理人）

1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

### 第11条（株式取扱規程）

当社の株式に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

#### 第12条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

#### 第13条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### 第14条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第15条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権の行使を委任することができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### 第16条（電子提供措置等）

1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

### 第4章 取締役及び取締役会ならびに監査等委員会

#### 第17条（員数）

1. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とす

る。

2. 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は4名以内とする。

#### 第18条（取締役の選任）

1. 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

#### 第19条（取締役の任期）

1. 取締役（監査等委員を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

#### 第20条（取締役会の招集権者及び議長）

1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### 第21条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

#### 第22条（監査等委員会の招集通知）

1. 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。

### 第23条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数に当る取締役が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

### 第24条（監査等委員会の決議方法）

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数に当る監査等委員が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

### 第25条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

### 第26条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

### 第27条（代表取締役及び役付取締役）

1. 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。
2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

### 第28条（業務執行の決定の取締役への委任）

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

### 第29条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

### 第30条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

### 第31条（取締役の報酬等）

取締役の報酬等は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

### 第32条（取締役会の決議の省略）

当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

### 第33条（取締役の責任免除）

1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 会計監査人

### 第34条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

### 第35条（会計監査人の任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

### 第36条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第6章 計 算

### 第37条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

### 第38条（剰余金の配当等の決定機関）

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる。

### 第39条（剰余金の配当の基準日）

1. 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

### 第40条（配当金の除斥期間）

剰余金の配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

## （附則）

### 第1条（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）

1. 定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
3. 本条の規定は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。